

消防の動き



平成16年
2月号

No.395

平成16年度消防庁予算案等の概要
消防防災分野における現下の諸課題への
対応方策に関する消防審議会答申

「東南海・南海地震防災対策推進地域」の指定と
「東南海・南海地震対策大綱」の決定

消防庁

就任に当たって



消防庁長官 林 省 吾

消防庁長官就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。はじめに、それぞれの地域において、火災をはじめとする各種の災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、昼夜を問わず消防防災活動に御精励いただいております全国の消防職団員の皆様の御労苦に対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の消防は、昭和23年に自治体消防として発足して以来、関係各位のたゆまぬ御努力の積み重ねにより、着実な発展を遂げ、国民の安全の確保に大きな役割を果たして参りました。

特に、昨年は、全国的観点からの緊急対応体制の充実強化等のための消防組織法の改正や、国による主体的な火災原因調査及び消防用設備等に係る技術基準における性能規定の導入等のための消防法の改正、さらに、救急救命士の処置範囲の拡大等、多くの重要な意義を有する制度改正がなされたところであります。

一方、昨年は、宮城県北部地震や、九州地方を襲った集中豪雨、台風10号や北海道十勝沖地震などの自然災害、さらには我が国を代表する企業等の産業施設における火災・爆発など、多種多様な災害が発生しました。このような災害に対応するためには、制度の現場における運用が大切でありますので、今後は消防団の強化、自主防災組織の育成、郵便局など関係行政機関と地域が連携した対策などを取り込み、地域ごとに実戦的・効果的な対応が出来るような環境づくりが重要であります。

消防庁といたしましては、昨年末に示された消防審議会の答申（「消防防災分野における現下の諸課題への対応方策」）を踏まえ、住宅防火対策や、昨年多発した企業災害への対応として指定可燃物等に係る火災予防対策、石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実強化等を図るための関係法令の整備を行うことを考えております。また、有事の際、国民の安全を確保するための国民保護法制の制度化に向けた、国・地方を通じた組織体制の整備や、昨年末に平成18年4月目途で薬剤投与が認められた救急救命士の処置範囲の拡大への対応等、総務省をあげて消防防災対策を推進して参りたいと考えております。

私は第29代消防庁長官として、地方行政の基本としての消防の使命の重大さを肝に銘じつつ、消防防災行政の推進及び消防防災体制の充実強化に全力を尽くして参る所存でありますので、皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。



平成16年度消防庁予算案等の概要

総務課

1 国の予算と消防庁の予算の概要

政府は、平成15年12月24日、平成16年度の一般会計予算の政府案を閣議決定しました。

政府案は、前年度同様の歳出改革路線を堅持し、一般会計歳出及び一般歳出について、実質的に前年度の水準以下に抑制する一方、予算の内容については大胆なメリハリをつけることにより、重点的・効率的な予算配分が行われております。

予算編成課程において、三位一体の改革の中で補助金の1兆円削減などがあり、その結果、一般歳出については

47兆6,320億円(+0.1%)、これに国債費及び地方交付税交付金等を加えた全体としての歳出規模は総額82兆1,109億円(+0.4%)となっており、社会保障関係費(+4.2%)といったやむを得ない増要因を除くと、実質的に前年度を下回る水準となっています。

消防予算については、平成15年6月に閣議決定された、いわゆる「骨太の方針第3弾」において、構造改革が目指すべき「3つの宣言」の「国民の『安心』の確保」に明記され、平成15年度予算に引き続き「新重点4分野」の「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」に位置づけられています。

いわゆる「骨太の方針第3弾」における消防予算の位置付け

構造改革が目指すべき「3つの宣言」の「国民の『安心』の確保」で明記。

災害への心配が強いと、元気ある日本経済は実現できない。生活の「安全」「安心」は国民生活の基礎であり、緊急事態対応体制の整備を含めこれを十分に確保する(緊急事態：災害や有事の際の国民保護を含む)

平成15年度予算に引き続き、「新重点4分野」の「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」に位置付け。

< 活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野 >

人間力の向上・発揮 教育・文化、科学技術、IT

個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

・NPOとの連携施策や国際観光振興など特徴的なまちづくり・安全な地域づくり

公平で安心な高齢化社会・少子化対策

循環型社会の構築・地球環境問題への対応

平成16年度消防庁予算(案)について

(単位：百万円、%)

	当初予算 (a)	要求額 (b)	予算案 (c)	との比較 (c) - (a)	増減率 (c) - (a) / (a)
総 額	23,170	27,046	22,029	1,141	4.9
消防補助負担金	17,542	20,400	15,931	1,612	9.2
施 設	5,951	6,096	4,633	1,318	22.1
設 備	11,591	14,252	11,272	320	2.8
義務的補助金(緊急消防援助隊分)	-	6,000	4,796	4,796	皆増
その他	11,591	8,252	6,475	5,116	44.1
国民保護関係	-	5,398	2,243	2,243	皆増
緊急消防援助隊活動負担金	-	51	26	26	皆増
事業費等	5,628	6,646	6,099	471	8.4
人件費等	986	1,050	1,006	20	2.0
消防研究所運営費交付金	1,028	1,075	1,035	7	0.7
その他の事業費	3,614	4,521	4,058	444	12.3
消防科学技術関係	212	1,079	1,028	817	385.5
その他	3,402	3,442	3,029	373	11.0

NTT - B償還時補助金(395百万円)は含めていない。なお、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある(他の表において同じ)。

消防予算の総額は220億29百万円、対前年度比 4.9% となっています。そのうち消防補助負担金は、三位一体の改革の中で、地方向け奨励的補助金が1兆円削減されたことの影響等により、全体で159億31百万円、対前年度比 9.2%と大変厳しい状況となっています。

なお、消防補助負担金以外の各種事業費等については、60億99百万円、対前年度比 + 8.4%で、特に人件費等及び消防研究所運営交付金を除けば、40億58百万円、対前年度比 + 12.3%と、その充実を図ることができました。

2 消防補助負担金

平成16年度予算案では、従来の消防補助金はすべて奨励的補助金であったものを、平成15年6月改正の消防組織法

により、緊急消防援助隊が法定化されたことを受け、関係する補助金を「義務的補助金」として確保いたしました。

合わせて、NBC対応車両や消防救急無線を新たに補助対象とし、従来の災害対応消防ポンプ自動車や特殊高発泡車など、補助率1/3であったものを1/2に引き上げ、その結果、緊急消防援助隊補助金は一律1/2となりました。

このほか、消防団関係の補助金については、従来、消防団の詰所、資機材倉庫といった「施設」と、小型動力ポンプ、消防防災用車両といった「設備」について、その整備をやすくするため、これらを一括りとし、かつ、補助率を1/3から1/2に引き上げ、「消防団総合整備事業」を創設しました。

さらに、消防庁長官の指示を受け活動した経費に対する国庫負担制度(緊急消防援助隊活動費負担金)を創設しました。

平成16年度 消防補助負担金予算案

(単位：百万円)

事 項	15年度 予 算 額	16年度 予 算 案	差 引	備 考
消防防災施設等整備費補助金	17,542	15,905	1,637	
1. 消防防災施設整備費補助金	5,951	4,633	1,318	
(1) 消防防災施設整備費補助金	4,255	4,501	246	
(ア) 耐震性貯水槽	2,531	2,072	459	
(イ) 備蓄倉庫	58	37	21	
(ウ) 画像伝送システム	83	0	83	
(エ) 退避壕 等	10	0	10	
(オ) 林野火災対策防火水槽	187	170	17	
(カ) 林野火災用活動拠点広場	0	0	0	
(キ) 防火水槽(原子力分)	9	-	9	補助対象から除外
(ク) 高機能消防指令センター総合整備事業	887	2,221	1,334	
(ケ) 広域訓練拠点整備事業	0	0	0	
(コ) 緊急消防援助隊関係施設	490	0	490	
(2) 市町村消防施設整備費補助金	1,696	132	1,564	
(ア) 防火水槽	703	-	703	補助対象から除外
(イ) 救急用ヘリコプター離着陸場	54	24	30	
(ウ) 消防団拠点施設等整備事業	811	-	811	統合
(エ) 消防艇	20	0	20	
(オ) 消防広域化推進事業	37	37	0	
(カ) 消防用ヘリコプター附帯施設	71	71	0	
2. 消防防災設備整備費補助金	11,591	11,272	320	
(1) 消防防災設備整備費補助金	6,611	7,049	437	
(ア) 大震火災対応資機材等	51	10	41	
(イ) 防災無線	102	-	102	補助対象から除外
(ウ) 高機能情報通信対応防災無線	1,504	1,847	343	
(エ) 自主防災組織活性化事業	200	157	44	
(オ) 画像伝送システム	103	0	103	
(カ) 降雨情報等収集分析装置	4	-	4	補助対象から除外
(キ) 林野火災対策資機材	16	15	1	
(ク) 石油コンビナート防災資機材	150	89	60	
(ケ) 原子力分関係設備	162	135	27	
(コ) 緊急消防援助隊関係設備	4,319	4,796	477	
(2) 市町村消防設備整備費補助金	4,980	4,223	757	
(ア) 消防ポンプ自動車	2,599	1,594	1,004	
(イ) 小型動力ポンプ付積載車	22	9	13	
(ウ) 小型動力ポンプ付水槽車	135	107	28	
(エ) 消防団総合整備事業	0	2,019	2,019	新設
(オ) 消防団活性化総合整備事業	822	-	822	統合
(カ) 救急業務高度化資機材緊急整備事業	1,052	380	672	
(キ) 救助資機材等総合整備事業	342	114	228	
(ク) 遠距離送水システム 等	8	0	8	
緊急消防援助隊活動費負担金	-	26	26	新設
合 計	17,542	15,931	1,612	



3 その他の経費について

消防補助負担金以外の主な経費については、次のとおりです。

- (1) 緊急消防援助隊の整備・充実
 - ・ 緊急消防援助隊の全国規模の図上訓練やブロック別訓練の推進(76百万円)
 - ・ 放射性物質災害対応資機材(教育訓練用)の整備及び無償貸与(32百万円)
- (2) 有事に備えた国民保護のための体制づくり
 - ・ 国民保護法制の必要性から、国民保護モデル計画の策定、実践的な避難マニュアルの作成、地方公共団体における組織体制の強化、組織・用語形態の標準化など地方公共団体の危機管理体制の調査検討、国民保護に係る消防団・自主防災組織をはじめとした一般への啓発の実施(145百万円)
 - ・ 消防庁の組織体制の強化として、国民保護室(仮称)及び国民保護運用室(仮称)の設置、定数9名の確保
- (3) 大規模・特殊災害等への対応体制の強化
 - ・ 東海・東南海・南海地震広域アクションプランの策定等大規模地震への対応を強化(66百万円)
 - ・ 消防防災・危機管理教育として、首長等への危機管理セミナー(7百万円)や住民、自主防災組織、消防職団員、地方公共団体職員等に対するe・カレッジのコンテンツ拡充(238百万円)、自主防災組織教育指導者に対する教育のあり方の検討(11百万円)の実施

- ・ 震災時の大規模市街地火災発生時におけるヘリコプター等による空中消火のあり方について、戦術及び実践についての検討(17百万円)
- (4) 消防防災分野におけるIT化の推進
 - ・ 地域衛星通信ネットワークのデジタル化(401百万円)等無線通信のデジタル化の推進
 - ・ 消防庁と都道府県の防災情報システムを接続し、防災情報の共有化を推進するとともに住民等に対する防災情報提供方策の検討(145百万円)
 - ・ ナウキャスト地震情報等を国から住民に伝達し、活用するシステムの開発整備(70百万円)
 - ・ 過去の災害の記録を調査集約し、データベースとして広く一般に公開(10百万円)
- (5) 科学技術を活用した安全な地域づくりの推進

科学技術を活用した安全な地域づくりの推進は、全体で10億28百万円と前年度(212百万円)の約5倍と大きな伸びとなっています。その内容は次のとおりです。

 - ・ 生物・化学テロ災害時における消防隊員の現場活動を支援するため、消防・防災ロボットの研究・開発(200百万円)
 - ・ 消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システム実用化(55百万円)
 - ・ 消防用設備・危険物施設に係る性能規定化に伴う客観的検証法の確立等(330百万円)
 - ・ 産学官連携による競争的研究資金制度の充実(300百万円)

緊急消防援助隊関係施設・設備

(単位:百万円)

区 分	15年度予算額	16年度予算案	比較増減	備 考
【公債発行対象経費】				
広域応援対応型消防艇	223	0	223	
広域訓練拠点施設	267	-	267	一般分に移行
小 計 A	490	0	490	
【非公債発行対象経費】				
災害対応特殊消防ポンプ自動車	575	882	306	
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	294	133	162	
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	851	410	441	
災害対応特殊高発泡車	5	8	3	
災害対応特殊屈折放水塔車	13	19	6	
特殊災害対応車両(耐熱装甲型救助活動車)	0	0	0	
救助工作車	306	306	0	
救助用資機材 (うちテロ対策特殊救助資機材)	490 (229)	452 (191)	38 38	
高度救助用資機材	71	51	20	
災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	930	1,139	209	
支援車	19	38	19	
救助消防ヘリコプター	480	720	240	
救助消防ヘリコプターテレビ電送システム	221	110	110	
ヘリコプター高度化資機材整備事業	53	53	0	
ヘリコプター消火用タンク	10	-	10	一般分に移行
援助隊用支援資機材等	2	5	3	
特殊災害対応車両(NBC対応車両)	-	50	50	新設
支援車 型(資機材搬送車)	-	87	87	新設
消防救急無線	-	300	300	新設
高度探査装置	0	35	35	
小 計 B	4,319	4,796	477	
合 計 (A+B)	4,809	4,796	12	

消防防災分野における現下の諸課題への対応方策に関する消防審議会答申

総務課

はじめに

昨年12月24日に開催された消防審議会において、菅原進一消防審議会会長から石井A一消防庁長官に「消防防災分野における現下の諸課題への対応方策」について答申がなされました。

これは、平成15年10月22日に、石井A一消防庁長官から、「最近災害が多発している産業施設の防災対策の推進、住宅防火対策の推進、国民保護法制の制度化への対応、救急救命士の薬剤投与の方向性等、消防防災分野における現下の諸課題への対応方策」について行われた諮問に対するものであり、3日間の審議を経て、消防審議会で取りまとめたものです。

基本的な考え方(答申平成15年12月24日)より抜粋)

我が国の消防は、昭和23年に地域に密着した自治体消防として発足して以来、本年で55年が経過し、この間、関係者の努力の積み重ねにより、制度、施策、施設等の充実強化が図られ、火災の予防・消火はもとより、救急・救助から地震、風水害等への対応など、国民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきた。

特に、昨年及び本年において、社会情勢の変化や災害の多様化等に応じ、多くの重要な意義を有する制度改正がなされた。

平成14年には、平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化を柱とする消防法の改正が行われた。

さらに、自治体消防55周年を迎えた本年は、本審議会の答申(平成14年12月24日)等を踏まえ、大規模・特殊災害時における消防庁長官の出動の指示及びこれに伴う国による財政措置など全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化等のための消防組織法の改正、国による主体的な火災原因調査、消防用設備等に係る技術基準におけ

る性能規定の導入等のための消防法の改正、救急救命士の処置範囲の拡大等の制度改正も行われたところである。

しかしながら、本年は、宮城県北部地震や九州地方を襲った集中豪雨、台風10号や北海道十勝沖地震等の自然災害とともに、さらには我が国を代表する企業等の産業施設における災害など、多種多様な災害が発生した。

こうした災害等に対処するため、本審議会は、以下のような現下の諸課題につき、その対応方策について鋭意検討することとしたものである。

- ・ 平成15年に入り、企業の製造拠点、石油コンビナート等特別防災区域内の事業所、ごみ固形化燃料(RDF)発電所等関係施設等において大規模な事故災害が続発しており、各企業における安全管理体制の再構築、資機材等の整備等が求められている。
- ・ 住宅火災による死者数は、最近は急増傾向にあり、今後高齢化の進展とともにさらに増加することが予想され、住宅用火災警報器等の更なる普及促進を図る方策が必要とされている。
- ・ 国民保護法制については、平成15年6月の武力攻撃事態対処法の施行の日から1年以内を目標として整備することとされており、これに対応した国・地方を通じた体制整備等が求められている。
- ・ 救命率の更なる向上を目指すためには、救急救命士の処置範囲の拡大と救急救命士数の増加が必要であり、救急救命士の薬剤投与については、その早期実施について積極的に対応していくべきである。
- ・ その他の消防防災分野の課題として、消防組織法により法定化された大規模・特殊災害に対処するために設けられた緊急消防援助隊について、その編成及び施設の整備等に係る基本的事項に関する計画の策定等、市町村が消防力の確保を図るための指針としての機能を果たしてきた「消防力の基準」の見直し、災害時に即時に対応でき、地域密着性等を備えた消防団の充実強化・活性化、を行う必要がある。



以上のような喫緊の課題に対処するため、消防庁において、下記の対策について、関係法令の改正や予算措置・地方財政措置を含む所要の措置が講じられ、これら

の施策の円滑・速やかな実施が図られることを求めるものである。

答申(平成15年12月24日)の概要

(答申全文については、http://www.fdma.go.jp/html/singi/151224_tousin.htmlを参照してください。)

消防審議会答申の概要

「消防防災分野における現下の諸課題への対応方策に関する答申」

現状と課題

昨年及び本年において、社会情勢の変化や災害の多様化等に応じ、消防組織法・消防法の改正等多くの重要な意義を有する制度改正がなされた。

しかしながら、本年は、宮城県北部地震や九州地方集中豪雨、北海道十勝沖地震、多くの企業等産業施設における災害など、多種多様な災害が発生。

こうした災害等に対処するため、以下のような現下の諸課題につき、その対応方策について鋭意検討した。

1. 産業施設の防災対策の推進
2. 住宅防火対策の推進
3. 国民保護法制の制度化への対応
4. 救急救命士の薬剤投与の方向性
5. その他の諸課題

(1) 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的事項に関する計画等

(2) 消防力の整備指針

(3) 消防団の充実強化・活性化



対応策

1. 産業施設の防災対策の推進

(1) 石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の強化

浮き屋根式タンクの地震に対する安全性等

- ・ 大きな液面揺動が予想されるタンクについて浮き性能確保の補強措置
- ・ 旧基準で設置された大規模屋外タンク貯蔵所の耐震改修
 - ア. 1万kℓ以上...今後実施される1回目の開放時に改修完了
 - イ. 千kℓ以上1万kℓ未満...1万kℓ以上と同程度の改修促進
 - ウ. 500kℓ以上千kℓ未満...少なくとも3年程度以上の改修期限の前倒し

浮き屋根式タンクの全面火災発生時の消防戦術

- ・ 全面火災を想定した新たな消防戦術の確立と、消防活動マニュアルの整備

浮き屋根式タンクの全面火災対応力の増強

- ・ 大規模タンク火災消火のための大容量泡放射システムの性能要件の早期確定による適切な資機材配備
- ・ 適正な配備方針（都道府県単位での配備や輸送システムを活用した拠点配備など）の検討

泡消火薬剤の備蓄増強

- ・ 特定事業所や消防機関に分散して配備（緊急時には相互に融通する運用）するなど十分な備蓄の推進
- ## 特定事業所における防災体制の充実、強化

- ・ 自衛防災組織を統括する防災管理者、副防災管理者の資格要件、副防災管理者の配置の適正化、研修制度の導入等の検討
- ・ 防災規程の規定内容の充実及び国・地方公共団体の関与方策の強化の検討

(2) ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策の検討

指定可燃物の指定と消防機関によるRDF貯蔵・取扱い情報の把握

- ・ RDFを指定可燃物として指定、届出により貯蔵・取扱いに係る情報を消防機関が把握

RDFに起因する火災防止対策

- ・ 消防法改正により市町村火災予防条例においてハード面の安全対策の制定
 - ア．水分量管理により水分量を10%以下とする等の製造時の安全対策
 - イ．大量集積の制限、通気・換気の確保等による保管時の安全対策
 - ウ．温度測定装置による温度の監視等の異常発生時の安全対策
 - エ．初期消火のための消火設備または散水設備の設置、迅速な排出が可能な貯蔵方式とする等の事故発生時の安全対策
 - オ．従事者の教育訓練、事業所関係者による施設形態、取扱形態等に応じた危険要因の把握と対策及び消防機関等による確認等の安全管理対策

RDF類似物品に対する安全対策

- ・ RPF等についても同様の安全対策

(3) 企業事故防止対策の推進

各企業において安全管理体制を再構築するとともに、工事中、異常発生時等の非定常時や下請けを含めた保安管理体制の整備の徹底、各種リスク評価手法やリスクマネジメント手法等の活用による企業防災の実効性確保

タイヤ、RDF等に関し、消防法の改正を行い、保安設備の設置等のハード面の基準について市町村火災予防条例での制定を可能にするとともに消火方策の確立

(注) RDF = Refuse Derived Fuel RPF = Refuse Paper & Plastic Fuel

2. 住宅防火対策の推進

(1) 法制度化のあり方

従来個人の自助努力を中心に考えられてきた住宅防火対策について見直し、法制度化の導入

- ア．対象住宅...消防法令により自動火災報知設備が義務付けられていない戸建住宅及び延べ面積が500㎡未満の共同住宅等
- イ．対象機器...住宅用火災警報器等（その他の住宅用防災機器等についても引続き検討）
- ウ．手法...消防法に全国一律に制度化を図る根拠を設けるとともに、既存住宅への適用時期等について一定の経過期間を設けるなどの事項については条例に委任



(2) 市場機能の活用

住宅用火災警報器等をはじめ住宅用防災機器等の性能を適切に評価した保険料の割引制度について、損害保険業界に働きかけ

技術開発の促進、リース方式等の販売方法の導入について関係業界に働きかけ

消防団、婦人防火クラブ等と連携した住宅用火災警報器等の設置、維持管理等に係る啓発などの普及方策の推進。
報道機関に対して、住宅防火対策の重要性や住宅用防災機器等の普及の必要性に係る啓発等について取組要請。

3 . 国民保護法制の制度化への対応

国の体制整備に併せ、地方公共団体においても組織の充実を図る。今後の諸情勢等を踏まえ、国及び地方公共団体の組織充実についても更に検討。

地方公共団体の組織体制のあり方を検討

国民保護計画や避難マニュアルのモデルの作成及び地方公共団体への提示

国民保護の実務を担う関係行政機関・地方公共団体等が避難等を円滑に行うための各種情報収集や情報共有のためのシステムの構築

避難情報を提供するデジタル防災無線や避難誘導、救助活動時に消防団・自主防災組織が用いる資機材について適切な財政負担

4 . 救急救命士の薬剤投与の方向性

研修・実習の充実、医療機関との連携強化等を図り、その早期実施について積極的に対応

5 . その他の諸課題

(1) 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的事項に関する計画等

地域バランスを考慮した消火部隊、救助部隊や航空部隊等の一層の充実、指揮支援部隊・後方支援部隊・特殊災害部隊等の増強により平成20年度までに現行の2,210隊からおおむね3,000隊に

国庫補助制度の充実確保により車両、ヘリコプター、救助・救急資機材及び消防救急無線等の施設設備の拡充

全国規模の図上訓練・実働訓練、地域ブロックの合同訓練、消防大学校での教育訓練など、教育訓練の充実

消防庁長官による指示制度の創設に伴い、消防庁に高度なオペレーション機能が必要となることから、組織・機能の充実を積極的に推進

(2) 消防力の整備指針

市町村が今後、一層、消防力の維持・確保を図っていくとともに、様々な選択を行える内容・形態にする必要

(3) 消防団の充実強化・活性化

当面、全国レベルで総団員約100万人（うち女性団員数約10万人）以上を目標とし、地域特性に応じた算定指標を設定することが必要

「東南海・南海地震防災対策推進地域」の指定と「東南海・南海地震対策大綱」の決定

防災課

1 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定

(1) 推進地域指定の経緯

平成15年7月25日に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、同法施行令及び施行規則が施行となり、平成15年7月28日、内閣総理大臣から中央防災会議に対して「東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）」の指定についての諮問がなされました。

以後、中央防災会議専門調査会において、「想定される震度6弱以上、又は津波高3mもしくは浸水深2m以上で海岸堤防が低い地域」の市町村のほか、「過去の東南海・南海地震での震度等で同等の記録がある地域」、「防災体制の一体性確保の観点から周辺と併せて地域指定すべき地域」の観点から、具体的な推進地

域の妥当性について検討を重ねてきました。

この検討結果を踏まえ、平成15年12月16日に中央防災会議から内閣総理大臣に答申がなされ、翌17日、内閣総理大臣は21都府県652市町村に及ぶ推進地域を決定し公示しました。（図1参照）

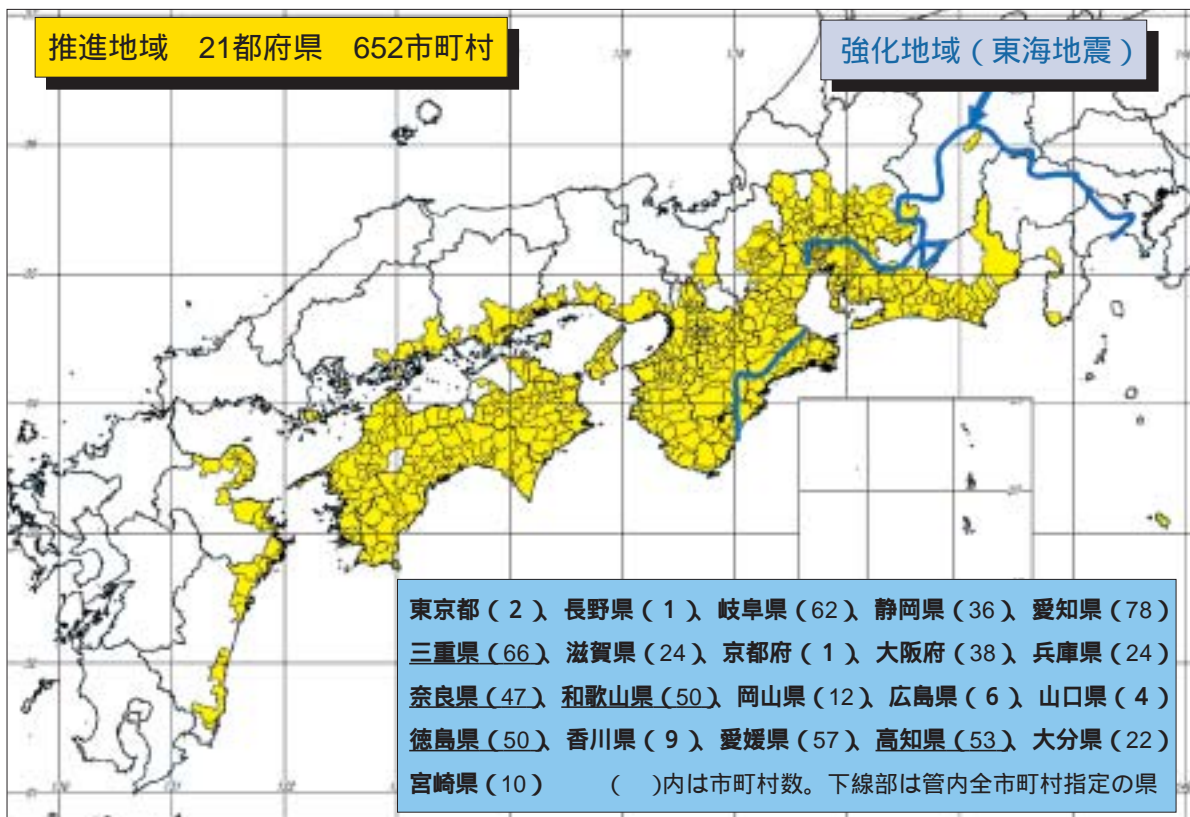
(2) 推進地域と強化地域との比較

東南海・南海地震は広域で甚大な被害が危惧されていますが、東海地震と比較するとその影響がより明確になります。

推進地域は、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の約2.5倍にあたる652市町村が指定され、この地域には日本の人口の約3割にあたる約3,700万人が居住しています。

東南海・南海地震は、東海地方から九州地方にかけ

図1 推進地域市町村





ての広い範囲にわたって、死者約1万8千人、建物全壊棟数約63万棟、経済損失約57兆円という甚大な被害の発生が想定されます。

これは、東海地震の人的被害想定で倍近くの被害想定であり、東南海・南海地震対策の重要性・必要性が改めて認識されます。(表参照)

表 東海地震と東南海・南海地震の比較

	東海地震	東南海・南海地震
規模	M8.0	M8.6
最大震度	震度7	震度6弱以上
人的被害	約9,200人	約17,800人
建物全壊棟数	約46万棟	約63万棟
経済損失	約37兆円	約57兆円

	強化地域	推進地域
被害の及ぶ都道府県	8都県	21都府県
市町村	253市町村	652市町村
地域に含まれる人口	約1,300万人	約3,700万人

強化地域:平成15年11月1日現在 推進地域:平成15年12月16日

等に関する専門調査会」において、東南海・南海地震に関する被害想定および防災対策について広範かつ綿密な検討を行ってきました。

平成15年12月に防災担当大臣に検討報告書を提出し、これに基づいて、東南海・南海地震対策の全体計画として大綱が制定されました。

広域で甚大な被害が予想される東南海・南海地震対策を進める上で、この大綱は、推進地域のみならず、推進地域外も含めた対策についての総合的な計画であり、今後定める基本計画や推進計画のベースとなるものであります。

(2) 大綱のポイント

今回策定された大綱は、東南海・南海地震の予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れたものです。

要旨としては、「避難対策等巨大な津波災害に対する対策の推進」、「広域防災体制の確立、地域の災害対応力の強化」、「住宅・公共施設の耐震化など計画的かつ早急な予防対策の推進」、「時間差発生による災害の拡大防止」の4項目に整理されています。(次頁図2参照)

避難対策等巨大な津波災害に対する対策の推進

東南海・南海地震では、非常に広域で甚大な被害が想定され、東海地震による被害と比較しても津波により大きな被害の発生が想定されます。

今回の大綱では、海岸堤防や河川堤防等の津波防災施設の整備点検や補強など、必要な施設整備を早くから計画的に進めていく必要があるとしています。

また、津波被害については、迅速な避難を行うことにより人命の被害が大幅に軽減されることから、避難地、避難路の整備を進めるとともに、津波警報等の迅速な伝達や地震発生とともに避難するという住民の啓発、そのための地域ごとの避難計画の策定等を推進することとしています。

このようにハード・ソフトが一体となった津波対策を構築していく必要性を謳っています。

広域防災体制の確立、地域の災害対応力の強化

東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心とした甚大で広域的な災害に対応するためには、国・地方公共団体等が連携して推進地域外も含めた広域的な防災体

(3) 今後の取組み

推進地域指定を受けて、中央防災会議により東南海・南海地震防災対策推進基本計画が作成され、それを踏まえ、新たに推進地域に指定された都府県及び市町村では「推進計画」策定(注;地域防災計画において規定)の必要があります。

また、地域指定後6ヶ月以内に、津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定められた民間事業者は、津波避難に関する「対策計画」を策定することとされており、東南海・南海地震の推進に向けた積極的な取組みが求められることとなります。

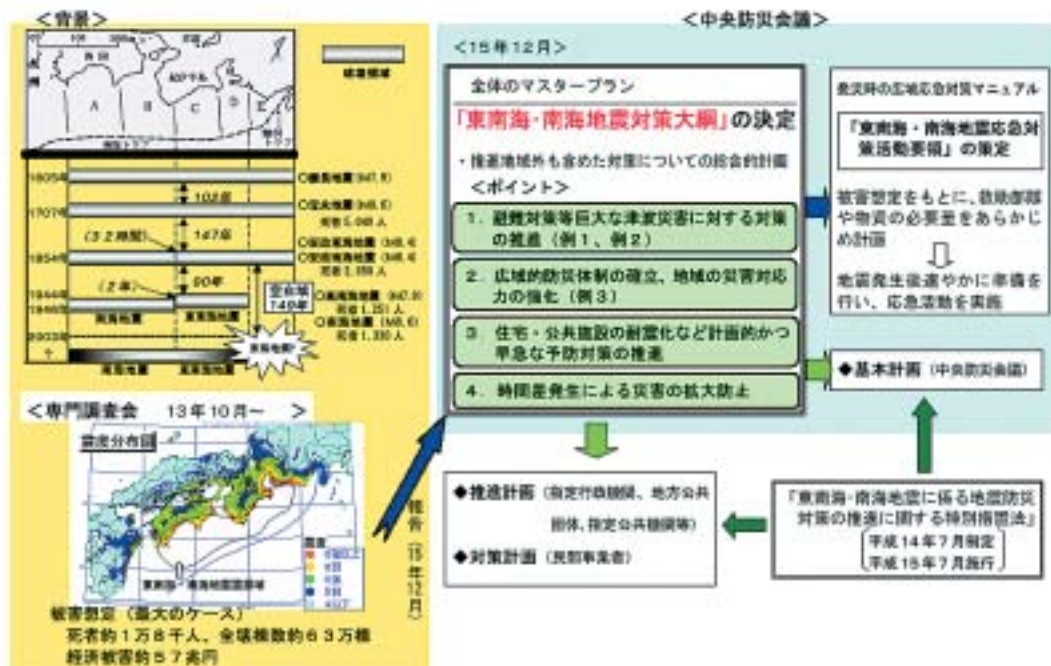
消防庁では、地方公共団体の防災計画を指導する立場から、自治体が推進計画策定及び対策計画策定指導を円滑に実施できるよう、積極的に支援・助言を行っていきます。

2 東南海・南海地震対策大綱の制定

(1) 大綱制定の経緯

平成13年10月から中央防災会議「東南海、南海地震

図2 中央防災会議資料「東南海・南海地震対策大綱について」



制を確立することが必要となります。

そのため大綱では、防災関係機関相互間の情報の共有化や住民への的確な情報伝達・収集が必要であるとしています。また、被害想定に基づき、あらかじめ地域ごとの応援部隊の派遣内容や必要量等を計画するといった緊急活動体制の確立の必要性を謳っています。

それとともに、広範囲な地域が被災することから、震災直後は受援が困難であることを想定して、住民、企業、自主防災組織、NPO等の地域防災体制への主体的な参加・連携による地域防災力の向上が不可欠であるとし、体系的な防災教育の充実や地域の孤立に備えた情報手段の整備と必要物資の備蓄等の対策を求めています。

住宅・公共施設の耐震化など計画的かつ早急な予防対策の推進

阪神・淡路大震災では、犠牲者の8割強が建物倒壊による窒息死・圧死とされており、住宅の耐震化が急務であることは明らかです。また、住宅等の耐震化を進めることは、その後発生する応急対策需要の減少にもつながり、まさに震災対策の根幹をなすものです。

今回の大綱では、住宅や災害時の拠点施設となる公共施設等の耐震化を緊急に実施することとしています。

その他、長大構造物に対する長周期地震動の影響に関する調査研究の推進や、ライフライン、石油コンビナートにおける耐震化等の対策の充実を図ることとしています。

時間差発生による災害の拡大防止

過去に発生した東南海・南海地震では、東海地震も含めて3つの地震がほぼ同時に発生する場合の他、数時間（安政南海地震では32時間差）から数年間（昭和の南海地震では2年間）の時間差発生している例が知られています。

時間差発生による被害拡大の例として、最初の地震による津波が継続中に後発地震が発生した場合、津波が重なり合い十数mの高さになることも考えられます。

大綱では、このように後発地震により甚大な被害を受ける可能性のある地域では、数日間の時間差で発生することを想定した避難計画を策定するとともに、住民の避難意識の啓発に努めることとしています。

(3) 今後の対応

大綱に基づく具体的な対策は、関係地方公共団体、消防本部において新たな取組みが必要となりますので関係者においてもその動向に留意してください。

消防庁としても、地方自治体の防災体制への取組みを推進する観点から、自治体の推進計画の策定はもとより、防災施設の整備、自主防災組織の育成など、大綱に掲げる地域防災力の向上や津波防災体制の確立を図る必要があることから、積極的に情報提供・支援・助言を行ってまいります。

第6回全国消防救助シンポジウムの開催

救急救助課

1 概要

消防庁では、平成15年12月3日(水)に東京都千代田区有楽町の「よみうりホール」において、救助技術の向上及び啓発並びに救助隊員相互の交流を図り、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的として、全国消防救助シンポジウムを開催しました。

今回は、救助と救急の連携について着目しました。すなわち、救助隊が要救助者に対し観察を行い、その状態に合った救助方法を実施することで、現状から悪化させず、後遺症を残すことなく受傷以前の元気な状態に近い状態で社会復帰させるためには、どのような点に留意する必要があるのかを検討すべく、「要救助者の状態に適した救助活動のあり方について」というテーマを選びました。

救助に救急の手法を取り入れることは、まだ一般的ではありませんが、今回のシンポジウムによりその重要性を認識していただき、ひいては救助技術が向上し、救命率の向上につながっていくことを狙いとししました。

2 内容

講演

国立病院東京災害医療センター救急救命センター医師
井上 潤一

演題「“完全なる社会復帰”をめざして」 - これからの救助隊に求められる救助活動 -

大阪市立総合医療センター救命救急センター部長
鍛冶 有登

演題「救助時から始まる救急医療」

救助活動事例発表

司会者 藤田 徹(消防大学校教授)

発表者 今和泉健一(東京消防庁)

「消防隊と医師等との連携訓練について」

兼松 靖典(可茂消防事務組合消防本部)

「要救助者の状態に適した救助活動のあり方について」

北崎 宏行(明石市消防本部)

「ロングバックボードを使用した水難救助活動」

坂本幸太郎(広島市消防局)

「鉄道災害時における救出方法及び連携活動について」



救助シンポジウムの様子

北村 嘉健(高知市消防局)

「社会復帰を目指した救出」

石丸 秀樹(北九州市消防局)

「ゴールデンアワーの重要性を考慮した救助活動」

全国の消防本部より応募

パネルディスカッション

表題

「各種救助現場における要救助者の適切な取り扱い要領」

司会進行 野口 英一(東京消防庁警防部参事兼警防課長)

コーディネーター 吉崎 賢介(総務省消防庁救急救助課長)

パネラー 井上 潤一(国立病院東京災害医療センター救急救命センター医師)

鍛冶 有登(大阪市立総合医療センター救命救急センター部長)

藤吉 茂(札幌市消防局消防救助課長)

今和泉健一(東京消防庁第8方面本部消防救助機動部隊長)

小野 和夫(横浜市消防局警防部次長兼警防課長)

山城 莊司(広島市消防局西消防署警防課救助第二係長)

宮生 直明(北九州市消防局警防部救急救助課長)

3 おわりに

開催にあたり、全国から定員を超える参加希望があり、人数調整等で、各都道府県、消防本部の方々に御迷惑をおかけました。

本シンポジウムが今後も救助隊員等の情報交流の場として救助技術の向上に大きな役割を果たしていけるものと考えています。

平成15年度住宅防火対策優良推進組織等表彰

予防課

消防庁では、1月7日(水)午後3時50分より、東條会館インペリアルパレス(東京都千代田区麹町1-12)において平成15年度住宅防火対策優良推進組織等表彰式を行いました。

式典では、林 省吾消防庁長官の式辞の後、各受賞団体にそれぞれ表彰状及び記念品が授与され、閉式後には記念写真の撮影及び意見交換会が行われました。

【住宅防火対策優良推進組織等表彰】

住宅防火対策優良推進組織等表彰は、住宅防火対策を積極的に推進し、その功績が顕著であった組織又は団体を消防庁長官が表彰することにより、住宅防火対策を促進し、もって住宅火災による死傷者の低減等に寄与することを目的に、平成6年度から実施しています。

【受賞団体】

平成15年度は、地域住民に住宅防火意識を向上させるなどの効果的な活動のあった次の5団体が、消防庁長官表彰を受賞されました。

日本橋地域町会連合会(東京都中央区)

尾花沢市婦人防火協力班連絡協議会(山形県尾花沢市)

鶴舞自治会 鶴舞自主防災委員会(埼玉県坂戸市)

片江校区自主防災会(福岡県福岡市)

錦町第二分館自主防災組織(熊本県球磨郡)



第8回防災まちづくり大賞表彰式

防災課

第8回防災まちづくり大賞表彰式が、去る1月7日（水）東条インペリアルパレス（東京都千代田区）において行われました。

防災まちづくり大賞は、地域のコミュニティ、事業者や地方公共団体等が行っている防災に関する様々な取組みのうち、特に優れた事例を表彰しているもので、今回は全国から88事例の応募があり、その中から総務大臣賞2事例、消防庁長官賞3事例、消防科学総合センター理事長賞6事例の計11事例が選ばれました。

表彰式では、麻生太郎総務大臣が挨拶を述べた後、受賞団体それぞれに表彰状及び記念品等が授与されました。

昨年は、7月の宮城県北部を震源とする地震や熊本県水俣市等での土砂災害、9月の十勝沖地震や日本を代表する企業での火災など、日本各地において多くの災害が発生しました。また、いつ発生してもおかしくないといわれている東海地震、今世紀前半での発生が懸念されている東南海・南海地震では、甚大な被害が多くの都府県にわたり発生することが予想されています。

こうした大規模な災害による被害の防止及び軽減を行うためには、地域における防災・危機管理体制の確立に向けて、住民の方々や企業、地方公共団体が緊密に連携し、積極的な取組みを進めていくことが肝要です。

防災まちづくり大賞は今年度で8回目となりますが、消防庁では、今後も表彰等を通じ、こうした地域の草の根の防災活動を支援していきたいと考えています。



受賞団体代表謝辞を受ける麻生総務大臣

総務大臣賞 【2事例】

【団体名】災害救援ボランティア推進委員会（東京都港区）
【事例名】災害ボランティアリーダー3千名の養成と地域での活動

【団体名】大水崎自主防災組織（和歌山県串本町）
【事例名】自主防災組織による避難路建設

消防庁長官賞 【3事例】

【団体名】八代環境パトロール隊（富山県水見市）
【事例名】環境パトロールと自主防災活動

【団体名】豊橋市立津田小学校（愛知県豊橋市）
【事例名】津田小アドバイバル（アドベンチャー&サバイバル）2002・2003

【団体名】浦戸地区津波防災検討会（高知県高知市）
【事例名】「揺れたら逃げろ!!」を合言葉に～浦戸地区津波防災マスタープラン～

消防科学総合センター理事長賞 【6事例】

【団体名】澄川地区連合会（北海道札幌市）
【事例名】町内会の枠を越えた地域ぐるみの防災対策

【団体名】桜台4番街自主防災会（千葉県白井市）
【事例名】誰もが立ち上げられる対策本部～防災マニュアルBOXの作成～

【団体名】都市防災研究会（神奈川県横浜市）
【事例名】「防災と福祉のまちづくり」推進

【団体名】社団法人富山県栄養士会 地域活動栄養士協議会（富山県富山市）
【事例名】「災害・緊急時の簡単料理あらかると」の発刊

【団体名】久世町消防団（岡山県久世町）
【事例名】無火災まちづくり駅伝大会

【団体名】NPO法人防災ネットワークうべ（山口県宇部市）
【事例名】NPO法人防災ネットワークうべと宇部市のパートナーシップ～地域の防災力向上をめざしたNPOと行政のとりのりくみ～

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」 (薬剤投与)報告

救急救助課

救急救命士の処置範囲の見直しについては、平成14年4月から、厚生労働省と共同で「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」(座長：松田博青 杏林学園理事長)を開催し、まず、平成14年12月11日に報告書が取りまとめられました。

この報告書により、「除細動」に関しては「包括的指示下での除細動」を認めるべきとの提言がなされたことを受けて、平成15年4月より順次実施され、救命効果の向上が図られているところです。また、「気管挿管」については、医師の具体的指示に基づき、平成16年7月を目途に実施することが提言され、実施に向けて準備作業を行っているところです。なおこの際、「薬剤投与」については、安全性と有効性に関する研究、検証を行った後に、平成15年中に結論を出すこととされていました。

この度、平成15年12月26日に開催された検討会において、平成18年4月を目途に、医師の具体的指示に基づき救急救命士に薬剤投与(エピネフリン(心拍再開に資する強心剤)の使用)を認めるとの報告が取りまとめられましたので、以下、要点をご紹介します。

今後、消防庁としては薬剤投与の円滑な実施に向けて、関係機関のご協力を得ながら、早急に準備作業を進めてまいります。

(以下、報告内容要点)

救急救命士による薬剤の使用は、医師の具体的指示に基づき、適切なメディカルコントロール体制の下に、現段階ではエピネフリン1剤に限定して認めるべきである。

救急救命士免許取得済み者に関しては、気管挿管についてと同様に、救急救命士資格を有するだけで薬剤投与を認めることは適当でなく、追加講習を修了し、必要な知識・技能を十分に習得した者に限定して認めるべきである。

薬剤投与が除細動や気管挿管に比較しても、より危険を伴う行為であることにかんがみ、プロトコールについて周知徹底を図る必要がある。

メディカルコントロール体制の整備については、各地域において取り組みが進められているところであるが、薬剤投与がより危険を伴う行為であることにかんがみ、一層の整備、充実を図るとともに、今後については、その質的な評価を行う必要がある。

再教育については、既存の再教育の機会等を有効に活用しつつ、救急救命士に対し薬剤投与に関する適切な再教育を実施する必要がある。

については、これらの諸条件について整備、普及を図った上で、平成18年4月を目途に、免許取得済み者のうち必要な追加講習を修了する等の諸条件を満たした者、及び、必要な知識・技能を習得して同月以降、国家試験に合格した者に、限定的にエピネフリンの使用を認めることとするべきである。

なお、薬剤投与のあり方に関し、エピネフリンの使用による効果の検証を行いつつ、心肺蘇生と迅速・安全な患者搬送の習熟等に努めるとともに、今後、エピネフリン、アトロピン、リドカインの3剤使用についても、できるだけ早期に検討を行うべきとする意見もあった。

検討会報告の詳細につきましては、消防庁ホームページをご覧ください。

(http://www.fdma.go.jp/html/new/151226_hou.html)

参考：「メディカルコントロールとは」平成14年6月号
No. 376 P4参照

救急救命士の業務のあり方等に関する検討会委員名簿

朝日 信夫	救急振興財団副理事長
安藤 高朗	東京都医師会理事
石原 哲	全日本病院協会常任理事
犬賀 武敏	姫路市消防局救急救命士
今村 富昭	京都市消防局安全救急部長
宇都木 伸	東海大学法学部教授
北崎 秀一	山梨県総務部長
金 弘	船橋市立医療センター救命救急センター長
島崎 修次	日本救急医学会理事長
杉山 貢	横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター病院長
鈴川 正之	自治医科大学救急医学教授
鈴木 正弘	東京消防庁救急部長
高橋 昭	出雲市外4町広域消防組合消防本部消防次長
武田 純三	慶應義塾大学医学部麻酔科教授
土屋 章	日本病院会常任理事
土居 弘幸	静岡県健康福祉部技監
野々木 宏	国立循環器病センター緊急部長
羽生田 俊	日本医師会常任理事
平澤 博之	千葉大学大学院医学研究院救急集中治療医学教授
古橋 美智子	日本看護協会副会長
松田 博青	日本救急医療財団理事長
南 砂	読売新聞社編集局解説部次長
森 正志	仙台市消防局警防部長
山本 保博	日本医科大学附属病院高度救命救急センター長

(50音順 敬称略)
は座長

消防庁長官褒状・感謝状等の授与

防災課

平成15年中に発生した大規模火災・地震災害において、地域で活躍した消防機関や緊急消防援助隊として出動した機関、さらには緊急消防援助隊の活動に協力した防衛庁、在日米軍に対し、褒状・感謝状が贈られました。

また、苫小牧市における石油タンク火災に際し泡消火薬剤の提供、輸送協力を行った機関に対しても消防庁長

官の礼状が送付されました。

このうち、在日米軍司令部の支援活動は、平成7年の阪神・淡路大震災以来のことであり、感謝状が伝達された在日米軍副司令官ラーセン准将も、大変名誉なことであると応じられました。

表彰対象の災害と表彰機関

【消防庁長官「褒状」】

宮城県北部の地震

仙台市消防局・気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部・黒川地域行政事務組合消防本部・札幌市消防局・茨城県防災航空隊・石巻地区広域行政事務組合消防本部・大崎地域広域行政事務組合消防本部・鹿島台町消防団・南郷町消防団・鳴瀬町消防団・矢本町消防団・河南町消防団

平成15年十勝沖地震に伴う石油タンク火災

札幌市消防局・胆振東部消防組合消防本部・室蘭市消防本部・伊達市消防本部・登別市消防本部・白老町消防本部・西胆振消防組合消防本部・小樽市消防本部・北広島市消防本部・恵庭市消防本部・千歳市消防本部・江別市消防本部・美唄市消防本部・渡島西部広域事務組合消防本部・渡島東部消防事務組合消防本部・南渡島消防事務組合消防本部・函館市消防本部・長万部町消防本部・森町消防本部・八雲町消防本部・檜山広域行政組合消防本部・青森県防災航空隊・青森地域広域消防事務組合消防本部・北の上北広域事務組合消防本部・戸田地域広域市町村圏事務組合消防本部・仙台市消防局・秋田市消防本部・男鹿地区消防一部事務組合消防本部・いわき市消防本部・日立市消防本部・鹿島南部地区消防事務組合消防本部・東京消防庁・川崎市消防局・藤沢市消防本部・京都市消防局・大阪市消防局・神戸市消防局・苫小牧市消防本部

三重ごみ固形燃料発電所爆発火災

津市消防本部・四日市市消防本部・鈴鹿市消防本部・亀山市消防本部・伊賀北部消防組合消防本部・伊賀南部消防組合消防本部・松阪地区広域消防組合消防本部・久居地区広域消防組合消防本部・名古屋市消防局

栃木タイヤ工場火災

宇都宮市消防本部・足利市消防本部・今市市消防本部・小山市

消防本部・藤原町消防本部・石橋地区消防組合消防本部・大田原地区広域消防組合消防本部・栃木地区広域行政事務組合消防本部・芳賀地区広域行政事務組合消防本部・鹿沼地区広域行政事務組合消防本部・南那須地区広域行政事務組合消防本部・佐野地区広域消防組合消防本部・塩谷広域行政組合消防本部・日光地区消防組合消防本部・白河地方広域市町村圏消防本部・東京消防庁・栃木県消防防災航空隊・福島県消防防災航空隊・黒磯那須消防組合消防本部・黒磯市消防団・大田原市消防団・那須町消防団・西那須野町消防団

【消防庁長官「感謝状」】

平成15年十勝沖地震に伴う石油タンク火災

防衛庁 航空自衛隊 第1輸送航空隊・航空自衛隊 中部航空方面隊 中部航空警戒管制団・航空自衛隊 第2輸送航空隊・航空自衛隊 北部航空方面隊 第2航空団・航空自衛隊 北部航空方面隊 北部航空警戒管制団 第8移動警戒隊・航空自衛隊 北部航空方面隊 第3高射群・航空自衛隊 北部航空方面隊 北部航空施設隊 第2作業隊・航空自衛隊 高射教導隊 基地防空教導隊・航空自衛隊 航空システム通信隊 第3移動通信隊・航空自衛隊 第1航空団・航空自衛隊 第3輸送航空隊・航空自衛隊 西部航空方面隊 西部航空警戒管制団・航空自衛隊 西部航空方面隊司令部支援飛行隊・航空自衛隊 航空救難団 春日ヘリコプター空輸隊

在日米軍 在日米軍司令官・在日米海軍司令官・在日米陸軍 第9戦域支援軍司令官・三沢空軍基地司令・嘉手納空軍基地司令

【長官「礼状」の送付機関】 礼状送付先 145件

平成15年十勝沖地震に伴う石油タンク火災

33都府県庁、72消防本部、40民間団体

地域の安全・安心に関する懇話会 最終報告 「地域の安全・安心を実現するために～自主防災組織の新たな在り方について～」

防災課

自治体消防発足55周年を迎え、わが国の消防防災体制は、事業者等の規制や行政の緊急対応体制について概ね制度の整備が図られるなど着実に向上してきたところです。しかしながら、地域におけるさらなる安全・安心な生活を確保するためには、自主防災組織等の育成・活性化、地域と企業・行政との連携、防災・安全教育の充実、住宅防火対策のための新たな手法の導入等を検討することも必要であることから、消防庁では平成15年5月より「地域の安全・安心に関する懇話会（会長：樋口公啓 東京海上火災保険株式会社相談役）を開催し、これらの事項について調査検討を行ってきました。去る12月15日、最終回となる第3回懇話会が開催され、「地域の安全・安心を実現するために～自主防災組織の新たな在り方について～」と題した最終報告が取りまとめられました。地域防災力強化の決め手である自主防災組織の活性化のためには、他の自主防災組織との協調・交流や、行政・企業・教育その他の分野との連携が重要であり、そのための自主防災組織相互間の協議の場の設定がたいへん有効である旨などが、盛り込まれています。

（なお、この懇話会のもとに「住宅防火に関する専門部会」を開催して、高齢化の進展等に対応した新しい住宅防火対策のあり方に関する専門的事項について調査・検討を行ってきました。その報告書も別途取りまとめられましたが、これについては本号20頁を参照してください。）



最終報告の構成（目次）

- はじめに
- 第1章 背景
- 第2章 自主防災活動の質的転換点
- 第3章 自主防災活動活性化の手法
 - 第1節 地域(自主防災組織)自身による取り組み
 - 第2節 学校教育による取り組み
 - 第3節 行政による取り組み
 - 第4節 その他(自主防災組織と行政のすき間を埋める役割)
- 第4章 企業と地域との連携
- 第5章 防災の施策効果の社会に対する影響
- 第6章 自主防災組織の活性化のための施策推進に向けて

地域の安全・安心に関する懇話会委員

- (会長)
樋口 公啓 東京海上火災保険株式会社
相談役
- (会長代理)
伊藤 滋 (財)都市防災研究所理事長
- (委員)
新井 明子 埼玉県婦人防火クラブ
連絡協議会会長
飯田 亮 セコム株式会社
取締役最高顧問
井戸 敏三 兵庫県知事
大森 彌 千葉大学法経学部教授
鹿野 文永 宮城県鹿島台町長
北脇 保之 浜松市長
小村 隆史 富士常葉大学
環境防災学部講師
佐原 滋元 防災まちづくりの会(墨田区)
会長
白谷 祐二 全国消防長会会長
祢津 啓 世田谷区立瀬田中学校校長
室崎 益輝 神戸大学都市安全研究
センター教授
山越 芳男 消防設備安全センター会長

住宅防火対策の新たな推進方策

～最近の住宅火災による死者急増を踏まえた緊急提言～
(地域の安全・安心に関する懇話会による報告書)

予防課・防火安全室

【概要】

我が国の消防防災体制は、概ね制度の整備が図られてきているが、地域におけるさらなる安全・安心な生活を確保するため、「地域の安全・安心に関する懇話会」(会長：樋口公啓 東京海上火災保険株式会社相談役)に「住宅防火に関する専門部会」(部会長：大森彌 千葉大学法経学部教授)を設けて平成15年5月より議論が進められてきた。

懇話会及び専門部会においては、住宅防火対策の抜本的な見直しのため、これまでの広報・普及啓発活動等の取組みに加え、新たな推進方策の検討を行い、10月に中間報告を公表し、12月に最終報告として「住宅防火対策の新たな推進方策について～最近の住宅火災による死者急増を踏まえた緊急提言～」をとりまとめた。

以下はその概要である。

1 住宅火災の実態と住宅防火対策の現状

(1) 住宅火災の実態と課題

平成14年中(放火に係るものを除く)の住宅火災の件数(17,274件)は建物火災の件数(30,282件)の約6割、住宅火災による死者数(992人)は建物火災による死者数(1,129人)の約9割で、過去10年間概ねこの傾向で推移している。

しかしながら、最近、住宅火災による死者数は増加傾向にあり、特に、平成14年中の同死者数(昭和61年以降最悪)は前年比7.5%増、さらに、平成15年上半年(1～6月)の同死者数は概数で646人(前年同期比9.7%増)と急増している状況にある。また、同死者数の過半は65歳以上の高齢者であり、今後の高齢化の進展に伴いさらに増加するおそれがある。

近年の主な建物用途別に見た火災100件当たりの死者数は、住居が、多数の者が利用する物販店舗、旅館・ホテル、病院と比べても5倍程度で高止まりしたまま第1位となっ

おり、消防法の改正により規制が強化され、死者数の低減効果がみられる施設と比べて、突出した状態にある。

(2) 住宅防火対策の現状と課題

消防庁では、住宅防火対策推進協議会(平成3年設置)を中心に、広報・普及啓発活動等による住宅防火対策を推進し、地方公共団体では、住宅防火対策推進協議会の地方推進組織の設置、住宅防火診断の実施、火災予防条例における住宅防火対策推進の規定化(努力義務)等に取り組んできた。

日本では、住宅用火災警報器等(住宅用火災警報器又は自動火災報知設備をいう。以下同じ。)の普及率(推定値)は1割程度にとどまっているなど米英に比べて著しく低い状況にあるが、米英では、規制手法の導入等により住宅用火災警報器等が普及し、住宅火災による死者数の低減がみられる。

日本においても、住宅火災100件当たりの死者数について、住宅用火災警報器等の設置の有無で3.4倍程度の差があり、住宅火災による死者発生数の低減に効果がみられる。

住宅火災保険は、日本では、住宅用火災警報器等の設置による割引は一般的には行われていないが、米英では行われている。

住宅用火災警報器等の価格が米英と比べ割高となっているとともに、その入手方法が分かりづらいという現況にある。

2 住宅防火対策のあり方

(1) 住宅防火対策推進の必要性とその方策の考え方

「消防・救急に関する世論調査」(平成15年内閣府)では、戸建住宅への住宅用火災警報器等の設置義務化について、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせて約67%となっており、国民意識の高さがうかがえる。

・住宅火災による死者数は最近急増傾向にあり、今後の高齢化の進展に伴いさらに増加

のおそれがある。

- ・住宅は、火災の発生及び避難の遅れ等による死者発生の可能性が高いが、一定規模以上の共同住宅を除き住宅用防災機器等について法制度化が図られていない。
- ・米英では、規制手法の導入等による住宅用火災警報器等の普及に伴い住宅火災による死者数が低減しており、日本においても、住宅用火災警報器等の設置の有無により死者数の低減効果がみられる。

こと等から、住宅用火災警報器等を中心とした住宅用防災機器等の普及促進は、喫緊の課題となっている。

(2) 市場機能の活用

市場機能を積極的に活用する観点から、保険制度について、その特性を考慮しつつ、仕組みを適切に活用していくことが考えられる。

具体的には、住宅用防災機器等の設置等が行われた場合、当該機器等の性能を適切に評価した保険料の割引制度について、損害保険業界に積極的に働きかけていくことが考えられる。

住宅用防災機器等は購入による設置がほとんどであるが、機器等の維持管理等の観点から、効果的な流通方法としてリース方式の導入があげられる。

住宅用防災機器等の普及を図るには、設置が容易かつ廉価、維持管理が不要な消費者の負担低減等に資する技術開発等を積極的に促進する必要がある。

住宅用防災機器等の普及促進については、機器等の種類、購入方法等が国民によく知られていないという現状を踏まえ、各種団体等による普及活動の促進やメディアを活用したPR活動等の複合的な実施が必要である。

具体的には、消防団、婦人防火クラブ等と連携した草の根運動的な普及方を積極的に推進すること、また、米国で効果を上げているように、ニュース、新聞等の報道時に住宅用火災警報器等の奏功例や火災時の住宅用火災機器等の設置の有無等についての言及等、事故報道における工夫について報道機関に働きかけること、事故報道時のみならず日常生活特集をしているテレビ番組などで住宅用火災機器等が取り上げられるような取組みも考えられる。

(3) 法制度化のあり方

個人が私生活を営む場である住宅の防火責任は、当該個人が負うべきものではあるが、住宅防火に係る社会的な影響の大きさ、社会

情勢の変化を踏まえ、従来個人の自助努力を中心に考えられてきた住宅防火対策についての見直しが必要と考えられる。

対象とする住宅

- ・戸建住宅及び共同住宅等のうち消防法令により自動火災報知設備が義務付けられていない住宅について、制度化の対象とする必要があると考えられる。
- ・新築住宅については、新築の際に住宅用火災機器等の取付けを行うことができることから住民の負担感が比較的少ないと考えられ、かつ、消防同意等により設置の実効性を担保する方策も考えられることから、義務化を比較的円滑に図ることができると考えられる。

- ・既存住宅については、新規に費用が発生すること、普及率が低いこと等の課題もあるが、高齢者の多くが地域の既存住宅に居住していること、死者低減の緊急性等を勘案すると、地域住民の理解を得ながら義務化を図ることが適当であると考えられる。

対象とする機器については、当面、住宅火災による死者発生抑制について効果が顕著であり、米英においても法制度化されている住宅用火災警報器等とすることが考えられる。

法制度化の手法

(ア) 法制度化の考え方

法制度化の手法としては、消防法による対応と条例による対応が考えられる。

近年の住宅火災による死者発生増加の状況、特に、最近急増している状況を踏まえると、住宅防火対策を推進することは全国的に緊急性の高い課題であるため、住民に十分な周知徹底を図りつつ、住宅用火災警報器等の設置について、消防法により全国一律に制度化を図る根拠を設けるとともに、既存住宅への適用時期等について一定の経過期間を設けるなどの事項について条例に委ねることも考えられる。

(イ) 法制度化に当たっての留意点

消防法による制度化に際し、住宅用火災警報器等の設置及び維持の基準については、それぞれの地域の住宅火災による死者の発生状況、住宅用火災警報器等の普及率、住宅の構造、利用形態等の実状を勘案する必要性もあるため、全国的な標準の考え方を示した上で、その詳細については、条例に委ねることもひとつの方策として考えられる。

また、住宅用火災警報器等の普及率が現状では10%程度であること等を踏まえた効果的なPR活動等の普及方策を実施する必要がある。

消防庁においては、本提言に沿って、法制度化を含め新たな住宅防火対策の実現に努め、住宅火災による死者数の低減を図り、もって安全で安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいくこととしている。

ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策 調査検討報告書

危険物保安室

消防庁では、平成15年8月19日に三重県で発生した「ごみ固形化燃料発電所」における爆発火災の重大性に鑑み、「ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策調査検討会」を設置して安全対策の検討を進めていましたが、このたび、提言をとりまとめました。

RDF等に係る安全対策に関する提言(要約)

1 貯蔵・取扱い情報の把握

RDF等は、発火危険性及び消火困難性の観点から見て現行の指定可燃物と同等の危険性を有しているといえる。そこで、RDF等廃棄物に物理的操作を加え、同様の火災危険性を有することとなる処理・加工物品については、幅広く指定可燃物として指定することが適当である。

2 次に掲げる安全対策の確保が必要である

(1) RDF等製造時の安全対策

微生物発酵等を防止するために必要な性状管理（例えば水分量を10%以下とする。）を徹底する体制を確保することにより、発熱を防止する。

(2) RDF等保管時の安全対策

保管時にRDF等の発熱を起こさせないため、製造後の十分な冷却を行う等高温状態での保管の禁止、一定規模以上の集積の制限等の対策が必要である。

(3) RDF等の異常の監視

RDF等の状態を監視し、異常発生時に直ちに対応を図れるための体制を確保することが必要であり、貯蔵形態に応じ温度測定装置による温度の有効監視等の対策を確保する必要がある。

(4) 保管施設等の事故発生時の安全対策

RDF等は、ひとたび発熱・発火すると、消火が非常に困難であることから、異常発熱時には貯蔵量等に応じ、消火設備による冷却・消火等の対策が迅速に図られる体制の確保が必要である。

(5) 保管施設等の消防活動上の対策

事故発生時に迅速かつ容易に消火活動が行える貯蔵方式等とすることが必要である。

(6) 日常の安全管理体制

上記(1)~(5)の安全対策のほか、日常の安全管理体制に係る対策の確保が必要である。

安全管理要員の確保と教育・訓練
従業員等の安全管理教育・訓練の徹底

(7) RDF等関係施設の実態、貯蔵・取扱い方法等に応じたそれぞれの火災危険要因を関係者が事前に把握し、これに対応した安全対策が確保されていくことが重要であり、この点について消防機関等も確認を行っていく必要がある。



沖縄県 比謝川行政事務組合
ニライ消防本部
消防長 喜世川 淳

平和で住み良い町を目指すニライの郷

1 名前の由来

古来、琉球列島には、ニライ・カナイという民族信仰思想が存在します。海の彼方には楽土が存在し、そこから五穀豊穡を携え、争いを鎮める神がやって来て、この地に平和をもたらすという希望の思想です。

平成14年4月1日、^{かてなちよう}嘉手納町・^{ちやたんちよう}北谷町・^{よみたんぞん}読谷村の各消防本部が広域合併し、発足するに際し、地域住民から消防本部名を公募したところ、最も多かったのが3町村住民の切なる願い「平和」と「豊穡」の祈りが込められた「ニライ」でした。私たちは住民の希望と安心の負託に応えるべく、大海原にこぎ出したばかりの新造のニライ丸です。

2 ニライ地域の概要

当消防本部は、沖縄県の中部にあって那覇市から北へ25kmに位置し東西7km、南北15km、面積約64km²



珊瑚礁のリーフに囲まれた海岸

で、その内、世界各地に展開する米軍の主要施設の一つである嘉手納飛行場をはじめ、嘉手納弾薬庫地区、陸軍貯油基地、トリイ通信基地、海兵隊駐屯基地等の多数の米軍施設の敷地が面積の55.5%を占めています。南北に細長く、幹線道路である国道58号線を中心に、基地の周辺に沿うような形で管内の市街地が形成されている状況です。

人口は嘉手納町が13,904人、北谷町が26,140人、読谷村が37,550人の合計77,594人ですが、米軍人及びその家族、観光客等の流動人口を加えると、平均11万～12万人となります。

気候は亜熱帯性気候で、一年を通して暖かく、東シナ海に面した珊瑚礁のリーフに囲まれた海岸の渡具知の浜や風光明媚な残波岬等が18kmも続き、県内随一の海洋リ

ゾート地が当ニライの地域から^{やんぼる}山原（本島北部）へ向けて延びています。

2000年の沖縄サミット開催の際には、読谷村内の2つのホテルが参加国首脳の宿泊所として使用され、名古屋市消防局、京都市消防局をはじめ全国の消防の応援を頂き、消防の警備が大成功したことは記憶に残っているとこ

3 日本一を目指して

当消防本部のモットーは「一致団結」です。わずか109人(救急救命士20人)の小規模本部ですから、職員一人ひとりが役割を自覚して有機的にしっかりと繋がった日本一の姿を目指そうというものです。全国の各消防と競うものではなく、住民の安全や安心に向かっての姿勢や自覚、住民の目線に合わせた気配りのできる優しさと勇氣、業務遂行に係る職員個々の能力の向上(例えば、ある隊員は救急救命・潜水・小型船舶操縦・危険物取扱・移動式クレーン・玉掛け・ガス溶接・特定化学物質取扱・陸上無線等の資格を有す。)公平で、規律ある職場環境の構築など、全職員が厳しく自分自身を評価・認定できるという日本一です。

一方、米軍の消防隊との相互応援を目指した合同訓練や第二次世界大戦中の不発弾処理での現場警戒なども、当本部の特徴的なもので、住民に対しても大切な使命といえます。



不発弾処理の現場



米軍の消防隊との合同訓練

市民の心に響く「安心のハーモニー」
神戸市消防音楽隊グリーンコンサート

神戸市消防局

昭和27年に発足した神戸市消防音楽隊は「明るく・りりしく・美しく」をモットーに、年間250回以上の派遣演奏を行い、火災予防を訴えている。

昭和53年から始めた「グリーンコンサート」は、企画・運営のすべてを音楽隊員が行う手作りのコンサートで、4・5・10月の毎週金曜日の昼休みに、これまで222回実施している。

弁当持参のサラリーマンやOLを中心に、このコンサートを目当てにやってくる人も多く、身近な予防広報として神戸市民に広く浸透している。



グリーンコンサートの風景

幼年消防大会盛大に開催

白河地方広域市町村圏消防本部

白河広域管内24の幼年消防クラブ（保育所・幼稚園）から1,162名のクラブ員、先生、父兄等を合わせ約2,000名の参加となりました。幼年クラブ員によるお遊戯や演奏などの素晴らしい演技が披露されました。

また、屋外に於いては、防災ヘリの救助訓練見学、消防車の試乗、放水体験コーナーも設置され、特に防災ヘリによる強風に驚きながらも熱心に見学する光景があり、終日クラブ員の歓声の中、大会が終了しました。



演技をするクラブ員

消防通信 望<ぼうろう>楼

「安全・安心パトロール」を実施

加須地区消防組合消防本部

平成15年6月、加須市消防団では、住民の身体・生命・財産を守るという理念の下、加須警察署と「安全で安心な街づくりの相互支援に関する協定」を結びました。消防団と警察がこのような協定を結び、一体となって活動することは県内では初めての取組みとなっております。

主な活動としては、毎月定期的に市内4地区程度を警察官・消防団員・消防署員と一緒にパトロールし、市民の防火・防犯に対する意識の向上を図ります。



パトロールの風景

「災害対応訓練」の実施

愛知郡広域行政組合消防本部

平成15年11月16日(日)午前9時から愛知川町大字川久保一帯で平成15年度消防協会愛知支部災害対応訓練を実施しました。

この訓練は自主防災組織が参加した実践的な訓練で、今回は発災の合図により、住民が自宅から避難場所に避難する経路で火災や家屋の倒壊、負傷者に遭遇し、一人一人が直面した状況を判断し、消火活動・救助活動・応急手当を行なう発災対応型防災訓練で、愛知郡では初めての試みでした。最初は戸惑っておられた参加者も、状況に慣れてくるにつれ、近所の方達と協力しながら勢力的に活動されていました。その姿を見て、私たちの町は私たちが守るという強い思いを感じました。



負傷者を救護する参加者

消防防災施設等整備費補助金 ＜補助基準額と補助採択基準＞

消防課

消防機関が消防活動を迅速かつ的確に行うためには、耐震性貯水槽などの消防水利や消防自動車をはじめとしたさまざまな消防施設等が必要不可欠です。

例えば、ひとくちに消防自動車といっても、住宅火災などでよく見かけられるポンプ車やタンク車、ビル火災などで活躍するはしご車などさまざまな種類があります。これらは機能・性能も違えば装備も違い、また、そのほとんどが特注品となるため、乗用車などと比較しても高額となっています。

そのため、消防庁では、消防施設等の充実強化を図ることを目的に、市町村等が補助事業者となり消防施設等を整備する場合には、国の予算の範囲内で、原則、補助基準額の3分の1以内の補助を行っています。

ここでいう補助基準額とは、補助金の算定基礎となる通常の購入価格又は工事費であり、補助金額の算定のために、補助対象となっている事業について、その執行に必要な経費として算定された額をいうものであり、消防施設の種類及び規格ごとに標準的な額が「国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（告示）」、「消防防災施設整備費補助金交付要綱」及び「消防防災設備整備費補助金交付要綱」に定められています。

したがって、市町村等は、この補助基準額（実際に要する経費が補助基準額を下回る場合にはその額）に一定の補助率を乗じて補助金額を算出し、補助金の交付申請等を行うこととなります。

しかし、市町村等が消防施設等の整備のために補助申請等を行っても、その申請等を受け付けることができない場合があります。

それは、補助要綱等で定める規格等に該当しない場合はもちろんのことですが、補助金額が一定金額を下回る

場合には、そもそも申請等を受け付けることができないこととしています。この金額の定めを補助採択基準といいます。

また、零細補助基準という用語がありますが、これは、零細補助金の廃止・整理を推進するため、少額の補助金に対する交付事務等を含めたコストとの関係から、経費の効率的な使用、補助金の合理化の観点から定められているものです。

零細補助金は累次の地方制度調査会、臨時行政調査会や閣議決定で廃止・整理する方向が示されており、これまで、「当面の行政改革の推進方策について（H6.12.25閣議決定）」をはじめ、「地方分権の推進に関する大綱方針（H6.12.25閣議決定）」、「財政構造改革の推進について（H9.6.3閣議決定）」等で零細補助基準の引き上げ等により、補助金の整理を進めることが妥当であるとされています。

消防庁では、かねてから交付事務等のコストに比して十分な補助効果が期待できないと思われる少額なものについては、この零細補助基準を参考として、補助採択基準を定めているところです。

補助採択基準は、予算科目毎又は交付要綱毎に適用することになりますが、消防防災施設等整備費補助金では、平成14年度までは、予算科目が施設で2目、設備で2目と区分され、要綱も4つに区分されていたため、それ毎に補助申請等の可否を決めていましたが、平成15年度からは施設で1目、設備で1目に目統合されましたので、相当、補助申請等がし易くなりました。

なお、平成16年度の補助採択基準は「都道府県及び指定都市は7千万円未満、市町村は7百万円未満」となる予定です。

地域に密着した消防団活動の推進

消防課

消防団は、本業を持ちながら、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる、市町村の消防機関の一つです。

消防団員は、災害時の活動のみならず平常時においても、訓練のほか、住民への防火指導、各種広報、特別警戒、応急手当指導などに従事し、地域における消防防災体制の要として地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています。

しかしながら、近年、社会情勢の変化等を受け、地域によっては団員数の減少やサラリーマン団員の増加(団員の約7割がサラリーマン化)等の課題に直面しています。

そこで、消防団活動の一層の活性化を図るため、消防庁では、他の模範となる平常時の消防団活動を行う消防

団・消防分団や、団員を勤務者として雇用し、消防団活動を支援する事業所に対し、消防団地域活動表彰を実施しています。本年度においては、平成16年2月6日(金)午後、全国消防団員意見発表会に併せて式典を実施します。

主な受賞事例は次のとおりであり、これらの事例を参考として、全国の市町村、消防団や事業所等が消防団活動の一層の充実・活性化を図るための取組みを検討し、積極的に実施していくことが期待されます。

消防団のホームページ

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>

電子メール

syobodan@fdma.go.jp

消防音楽隊を通じた 防火意識の啓発活動を行う 神奈川県横須賀市消防団

約900人の団員のうち、35人(うち女性29人)が目的別組織である消防団音楽隊に所属し、消防の諸行事をはじめ市の各種イベントに出場することにより、防火・防災意識の普及啓発はもちろんのこと、消防団活動のPRにも貢献している。



ヨコスカ・ファイヤー・ドリームズ(消防団音楽隊と消防職員ドリル隊)

ボランティアとしての消防団活動を推進する福岡県医療法人医和基会

福岡県医療法人医和基会では、地元消防団の約1割の団員を雇用しているが、団員の勤務中における災害出動率が約7割と高く、この災害出動について勤

務扱いとみなすなど消防団活動に理解を示すとともに、地域貢献・社会貢献としての各種地域ボランティア活動も積極的に実施している。

平成16年春季全国火災予防運動

予防課

消防庁では、「その油断 火から炎へ 災いへ」を統一標語として、平成16年3月1日(月)から3月7日(日)までの7日間にわたり、春季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されているもので、この運動を契機に、日頃忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって火災予防を推進しようというものです。

今回の運動では、住宅火災による高齢者等の死者を大幅に減少させることを目的とした「住宅防火対策の推進」、林野周辺住民や入山者へ山火事予防意識の啓発

を図る「林野火災予防対策の推進」、季節的、気候的な状況を踏まえた「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」の3点を重点目標として掲げて実施します。

また、春季全国火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」もあわせて実施します。

火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を重点に、一般的な出火防止のための「火の用心 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。

火災予防運動期間中は、各地で住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めましょう。

《住宅防火 いのちを守る 7つのポイント》

3つの習慣

寝たばこは、絶対にやめる。

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を備える。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

《火の用心 7つのポイント》

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

少年消防クラブ活動への理解と 参加の呼びかけ

防災課

火災を予防し災害から身を守るためには、家庭、職場を問わず、住民一人ひとりが、日頃から、出火防止や、火災が発生した場合の初期消火、消防機関への通報、早期避難など、正しい防火・防災についての知識を身につけておくことが大切です。

少年・少女を中心とした自主防災組織である少年消防クラブは、10歳から15歳までの少年少女により編成されるものです。少年消防クラブは、この年代から火災・災害を予防する方法等を身近な生活の中に見出すことを目的とし、日本全国で約6,000団体が結成され、約47万人が活発に活動しています（平成15年5月1日現在）。

クラブの活動内容は、地域によって多少異なっていますが、次のようなものがあります。

講習会等への参加

防火・防災講習会や救急教室などに参加し、火災のメカニズム、火災予防や初期消火の方法、けがをしたときの応急手当などを体験したり学習したりしています。

防災キャンプ

夏休みなどを利用して、小学校の体育館などに寝泊まりし、非常食の試食や炊き出し訓練、ダンボール等を使用した避難所生活体験などを行っています。

研究会記録等の配布

防火・防災に関する研究発表会等を行い、その記録を各家庭に配布し、火災予防や防火思想の普及に効果をあげています。

防火パトロールの実施

地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるため、年末を中心に夜間防火パトロールを行っています。

防災タウンウォッチングと防災マップづくり

クラブ員が自分たちのまちの危険箇所や避難路などを確認しながら歩き、その結果を防災マップなどに表現したりします。

消防庁においては、毎年3月下旬に「少年少女消防クラブフレンドシップ」を開催（平成15年度においては3月26日に開催予定）し、優良な少年消防クラブについて表彰を行っています。また、平成15年3月には小・中学生向けの防災啓発用冊子として、『BFCわたしの防災サバイバル手帳』を作成、配布しました（消防庁ホームページにて公開中 http://www.fdma.go.jp/html/life/survival/hyo1-4_01.html）。消防庁では、今後ともこれらの施策を通じ、将来における地域防災の担い手を育成していきたいと考えています。



少年消防クラブによる夜間防火パトロール



少年消防クラブによる防災タウンウォッチング



「行楽期における火災の被害防止」

予防課

春の行楽シーズンの到来とともに、屋外での活動が増えます。この時季は、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど、林野火災が発生しやすい気候条件となることが多く、火災発生が増加が懸念されます。

平成14年中の林野火災の出火件数は3,343件（昨年3,007件）であり、月別にみると、その発生時期は地域によって必ずしも一定ではありませんが、全林野火災の52%に当たる1,741件が2, 3, 4月に発生しています。林野火災の主な原因をみると、たき火が885件（26.5%）、たばこが493件（14.7%）、放火（放火の疑いを含む。）456件（13.6%）、火入れが371件（11.1%）の順となっています。これは、春になって暖かくなると山などに出かける機会が多くなり、たき火による火の粉の飛び火、たばこの投げ捨て、マッチ・ライターでの火あそびなどにより火災に至っているものと考えられます。このような火災を防ぐためには、レジャーを楽しむ一人ひとりが注意することが必要です。

～春の行楽期を火災のない 楽しいものにするために～

たき火をする際は近くに水の入ったバケツなどを用意し、万一、火が拡大した際すぐに消火できるようにしておく。

たばこは灰皿などがあるところで吸うか、携帯灰皿を携行し、投げ捨てなどは絶対にしない。

紙屑などのゴミ類は火災発生の原因、延焼拡大の原因となるため各自のゴミはきちんと持ち帰る。

また、この時期は、家族や親しい仲間同士で旅館・ホテルなどの宿泊施設を利用する機会が多くなります。しかし、旅館・ホテルのような不特定多数の人が宿泊する施設

においては、利用者がその施設に不案内であるため、ひとたび火災が起きると、大きな混乱を生じ、多数の死者を生じる大惨事につながるおそれがあります。

旅館・ホテル等の関係者の方々が、繁忙期の火災発生を防ぐために十分な火災予防対策を講じることはもちろんですが、宿泊される方も寝たばこなどにより火災を起こさないよう十分気をつけ、万一火災が起きた際の避難経路の確認など、施設を利用する上での注意が必要です。

～旅館・ホテル等を利用される宿泊者の方へ～

【非常口、避難経路の確認】

宿泊室から2方向以上の避難経路、非常口を各室等に設置している案内図等を参考に、実際に歩いて確認しておく。

非常用懐中電灯や消火器、避難器具等を確認しておく。

万一、火災が発生した場合は、慌てることなく従業員の指示に従ってください。

【たばこの処理】

寝たばこは絶対にしない。

たばこを吸う場合には所定の喫煙場所で吸うよう心がける。

たばこの火が完全に消えたことを確認する。吸い殻の始末をきちんと行い、マナーを守った喫煙を心がけてください。

以上のことに注意し、レジャーを楽しむ人が各自で防火に関する正しい知識をもち、火災のない行楽期にしたいものです。

災害に出動した消防小隊を 活用した積極的な予防査察の推進

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難安全基準の強化を柱とする改正消防法が平成14年4月に公布されました。この改正により、消防機関による立入検査の時間的制約・事前通告の見直し、措置命令等の発動要件の明確化、消防吏員による措置命令など、消防機関の役割が明確化され、その任務の重要性が増大しました。

消防庁では、立入検査マニュアル・違反処理マニュアルを作成し、平成14年8月に全国の消防機関に送付し、また、平成15年10月からスタートした「防火対象物定期点検報告制度」及び「自主点検報告表示制度」に伴い、それぞれの制度に係る愛称を決定し、そのリーフレットを作成し周知を図るなどの多様な支援を行っています。

このようななか、新宿区歌舞伎町をはじめ大規模な繁華街を数多く管内に持つ東京消防庁では、予防査察に消防小隊を活用する積極的な施策を展開しています。

これは、ポヤ火災などの災害や自動火災報知設備の誤報などで出動した消防ポンプ小隊が、特に雑居ビルの廊

下・階段に置かれた物件等の避難障害について立入検査を行い、違反があれば改善の命令書を出す活動です。改正法が施行された平成14年10月から1年間で、東京消防庁では198件の改善命令を発動しましたが、このうち消防ポンプ小隊による発動件数は17件にのぼり、しかも全件違反を是正させています。消防ポンプ小隊を予防査察に活用するに当たっては、法改正の趣旨や措置命令等に係る知識を修得させるため、消防学校における集中講義、消防署間を回っての巡回教育で隊員の予防査察能力の向上が図られました。

このほかにも、予防査察人員の不足を補い、また管内に繁華街を抱えている消防署をカバーするための方策として、消防署間の相互応援体制の構築、高度な知識・能力を有する予防査察吏員の活用、さらには本庁査察課との兼務体制も整備しました。これらの結果として、上述した198件の改善命令の発動となったわけですが、即座の改善がなかった67件については、違反対象物に対する標識の設置、管轄署所の掲示板への公示、本部庁舎掲示板への公示、を行い、さらにはホームページを使っての都民への情報提供も行っています。

このような積極的な違反是正活動の結果、東京消防庁管内の小規模雑居ビルの消防法令違反状況は、平成15年6月30日現在で12.1%となっています。これは、全国平均の違反状況の約45%より大幅に高い是正率で、同庁の積極的な違反是正活動が効を奏しているといえそうです。

階段踊り場に物品等が存置されている状況



消防小隊による違反是正の例

物品等が除去された状況



(写真提供 / 東京消防庁)

(近代消防社 編)

12月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防災第241号 消防救第292号	平成15年12月11日	各都道府県緊急テロ対策担当部長	消防庁防災課長 消防庁救急救助課長	地方公共団体におけるテロ災害対策の再確認及び徹底について
消防災第243号 消防救第294号	平成15年12月12日	各都道府県緊急テロ対策担当部長	消防庁防災課長 消防庁救急救助課長	テロ対策関係省庁会議における確認事項について
消防予第319号 消防安第237号	平成15年12月18日	各都道府県知事	消防庁次長	火災予防条例(例)の一部改正について
消防予第320号 消防安第238号	平成15年12月18日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	火災予防条例(例)の運用について
消防情第243号	平成15年12月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	建築費指数について
消防情第246号	平成15年12月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	火災報告等オンライン処理システムの運用開始について
消防災第257号	平成15年12月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	消防組織法改正に伴う自主防災組織に対する教育訓練機会の提供について

消防庁人事

平成15年12月20日付

氏名	新	旧
稲原 浩	防災課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐

平成16年1月5日付

氏名	新	旧
吉崎 賢介	出向(総務省大臣官房付へ)	救急救助課長
北出 正俊	辞職(危険物保安技術協会業務企画部長へ)	防災課特殊災害室長

平成16年1月6日付

氏名	新	旧
石井 E 一	辞職	消防庁長官
林 省 吾	消防庁長官	総務省自治財政局長
関 有 一	出向(総務省大臣官房審議官(行政評価局担当)へ)	審議官
蝶野 光	審議官	総務省関東総合通信局長
武居 丈二	救急救助課長	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課長
千田 淳	防災課特殊災害室長	防災課防災情報室長
渡邊 洋己	防災課防災情報室長	独立行政法人消防研究所事務局長
鈴木 和男	長官付 出向(独立行政法人消防研究所事務局長へ)	危険物保安技術協会業務企画部長
松野 秀生	併任 予防課防火安全室課長補佐	予防課国際規格対策官併任予防課課長補佐
渡辺 剛英	併任 防災課特殊災害室課長補佐	予防課危険物保安室課長補佐
西澤 純夫	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)	救急救助課主幹
深澤 正志	救急救助課主幹	総務省自治財政局財務調査課企画係長

広報テーマ

2 月		3 月	
天ぷら油による火災の防止 たき火による火災の防止 住宅の耐震化と家具の転倒防止 e-カレッジによる防災・危機管理教育 のお知らせ 全国山火事予防運動 ふるさとを災害から守るための消防団 活動への参加の呼びかけ	予防課 予防課 防災課 防災課 防災課 消防課	地域に密着した消防団活動の推進 春季全国火災予防運動 少年消防クラブ活動への理解と参加の 呼びかけ 行楽期における火災の被害防止	消防課 予防課 防災課 予防課

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
3月4日(木) 11:25~11:30	ご存知ですか~防災ミニ百科	消防防災・危機管理 e-カレッジ

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱近代消防社